

No.	○放課後児童健全育成事業事業内容	追加要望
1	放課後児童健全育成事業（人件費、光熱水費等の運営費）	規定済
2	放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）	規定済
3	小規模放課後児童クラブ支援事業（19人以下の施設で、支援員を複数配置した場合の経費）	規定済
4	放課後子ども環境整備事業	○
	(1)放課後児童クラブ設置促進事業	
	①新たに実施するために必要となる既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の購入並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））	
	②実施している場合において児童数増加又は防災・防犯対策の実施に伴い必要な既存施設の改修、設備の整備・修繕、備品の購入	
	③放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な小学校余裕教室の改修、設備の整備・修繕、備品の購入	
	(2)放課後児童クラブ環境改善事業	
	①新たに実施するために必要となる設備の整備・修繕、備品の購入並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））	
②実施している場合における設備の更新等又は防災・防犯対策の実施に必要な設備の整備、備品の購入		
③放課後子供教室と一体的に実施する場合に必要な設備の整備・修繕及び備品の購入		
④新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕、備品の購入		
(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業（障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕、備品の購入）		
(4)倉庫設備整備事業（教材等の保管場所として使用されている余裕教室等に代わる保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備）		
5	放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）（障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に必要な経費）	○
6	放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）（待機児童の解消を図るため、学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合の賃借料）	○
	(1)賃借料補助（学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料）	
	(2)移転関連費用補助（学校敷地外の民家・アパート等を活用して実施しており、児童数増加や防災対策に伴い移転する場合に必要な経費）	
(3)土地借料補助（学校敷地外の土地を活用して新たに実施する際に必要な土地借料（初年度のみ）、但し認定法人を除く）		
7	放課後児童支援員等処遇改善等事業（放課後児童支援員等の賃金改善、かつ18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善）	○
	(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置	
(2)(1)に加え地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置		
8	障害児受入強化推進事業（3人以上）（障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置に必要な経費）	○
	(1)障害児を3人以上受け入れる場合 (2)医療的ケア児を受け入れる場合	
9	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業（要保護児童等の対応職員を配置した場合の経費）	
10	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業（経験年数や研修実績等に応じた放課後児童支援員の段階的な賃金改善）	○
	(1)放課後児童支援員を配置 (2)概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置	
	(3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジネント）的立場にある者を配置	
11	子ども・子育て支援整備事業（創設）：新たに施設を整備	○
12	子ども・子育て支援整備事業（改築）：既存施設の改築整備	
13	子ども・子育て支援整備事業（拡張）：既存施設の延面積の増加を図る整備	